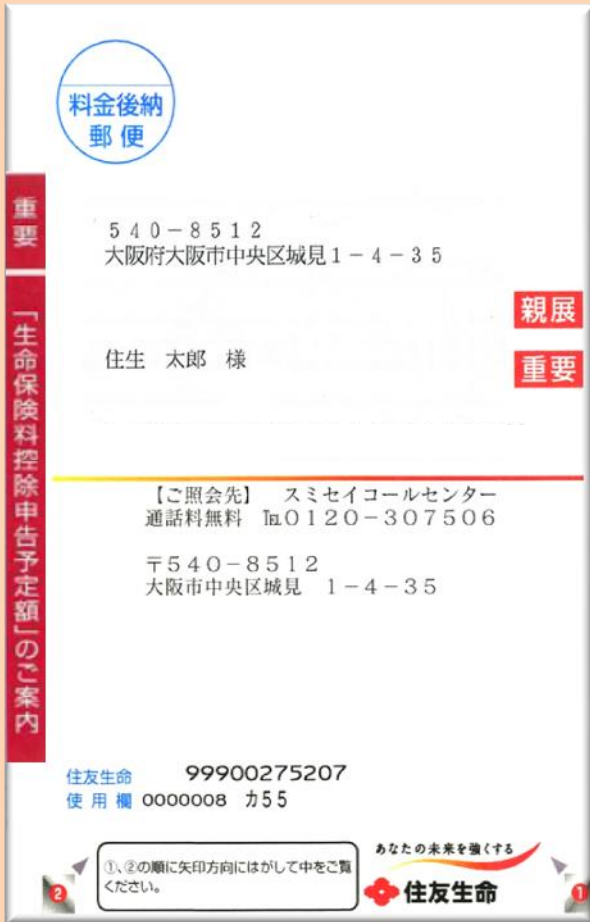


# 生命保険料控除申告予定額について(イメージ)

生命保険料控除申告予定額について(はがき)でお届けする場合



「生命保険料控除申告  
予定額について」  
と表示しています。

開封  
(見開きはがき)

**生命保険料控除申告予定額について**

適用制度:新制度(旧制度の証明額はありません)  
いつもお引立てをいたさせていただきます。今年12月末までに保険料をお払いいただいた場合の、生命保険料控除申告の予定額をご連絡いたします。  
ご契約者 漢字被保険者名 テスト 様

証券番号	種別	令和1年
在命期間	確率年保	
年金支払期間	10年	
年金支払開始年月	令和14年 6月21日	
保険料払込期間	30年	
年金お受取人	漢字被保険者名 テスト 様	
お受取人年月日	昭和42年 1月 3日	
一般生命保険料(a)	配当金(相対額)(b)	一般申告予定額(a)-(b)
円	円	円
個人年金保険料(c)	配当金(相対額)(d)	個人申告予定額(c)-(d)
円	円	円
一般生命保険料(e)	配当金(相対額)(f)	一般申告予定額(e)-(f)
円	円	円
新制度		
介護医療保険料(g)	配当金(相対額)(h)	介護医療申告予定額(g)-(h)
円	円	円
個人年金保険料(i)	配当金(相対額)(j)	個人年金申告予定額(i)-(j)
円	円	円
125565円		125565円
保険料支払期間	(旧制度) *****	
(新制度) 令和1 年10月から 1年分		
契約年月日	令和1年6月21日	契約方法 手払
	(締切日) 令和1 年9月10日	

住友生命 相互 株式会社

**<給与所得者の年末調整について>**

①本通知を勤務先へ提出

本通知は「生命保険料控除証明書」(以下「証明書」と記載)ではありませんが、給与所得者は本通知に記載の申告予定額を申告(本通知を勤務先へ提出)し、翌年1月末日までに「証明書」を提出することで、年末調整を受けることができます。(所得税法基本通達196条-1)

②証明書を勤務先へ提出(証明額は後日送付下さい)

**<本年の「証明書」の送付時期について>**

保険料払込方法	送付時期
年払(年1回払)	保険料のご入金後に送付
半年払(年2回払)	
前納中の場合	11月中旬頃送付

※保険料のご入金が翌年になった場合、ご入金された保険料の申告年は翌年になります。  
※ご入金方法によっては、当社が精査を要するに、2週間以上かかる場合がございます。

**<生命保険料控除制度改正と適用制度について>**

契約日	適用制度
平成24年1月1日以降の契約等	新制度
平成23年12月31日以前の契約	原則、旧制度

※本契約に適用される判断は本頁の「適用制度」欄をご覧ください。  
※生命保険料控除制度改正の詳細は裏面をご覧ください。

本通知は、「生命保険料控除証明書」ではありませんが、給与所得者は本通知に記載の申告予定額を申告(本通知を勤務先へ提出)し、翌年1月末日までに「生命保険料控除証明書」を提出することで、年末調整を受けることができます。  
(所得税法基本通達196条-1)